

**第 8 号**

**(3月19日)**



令和7年 熊本県議会2月定例会会議録

第8号

令和7年3月19日(水曜日)

議事日程 第8号

令和7年3月19日(水曜日)午前10時開議

- 第1 各特別委員長報告 質疑
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 常任委員の改選
- 第5 議会運営委員の改選
- 第6 特別委員の所属変更及び選任の件
- 第7 有明海自動車航送船組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑  
特別委員会の付託調査事件の変更の件
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件  
知事提出議案(第92号から第118号まで) 質疑  
討論 議決  
知事提出議案の上程(第119号) 質疑 討論  
議決  
知事提出議案の上程(第120号) 質疑 討論  
議決  
議員提出議案の上程(第1号から第4号まで)  
質疑 討論 議決  
委員会提出議案の上程(第1号及び第2号) 質  
疑 討論 議決  
議長辞職の件  
議長選挙の件  
副議長辞職の件  
副議長選挙の件

日程第4 常任委員の改選

日程第5 議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

日程第7 有明海自動車航送船組合議会議員の  
選挙

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

出席議員氏名(48人)

- 星 野 愛 斗 君
- 高 井 千 歳 さん
- 住 永 栄一郎 君
- 亀 田 英 雄 君
- 幸 村 香代子 君
- 杉 嶋 ミ カ さん
- 立 山 大 二 朗 君
- 斎 藤 陽 子 さん
- 堤 泰 之 君
- 本 田 雄 三 君
- 岩 田 智 子 君
- 南 部 隼 平 君
- 前 田 敬 介 君
- 坂 梨 剛 昭 君
- 荒 川 知 章 君
- 城 戸 淳 君
- 西 村 尚 武 君
- 池 永 幸 生 君
- 竹 崎 和 虎 君
- 吉 田 孝 平 君
- 中 村 亮 彦 君
- 高 島 和 男 君

増 永 慎一郎 君  
 前 田 憲 秀 君  
 松 村 秀 逸 君  
 岩 本 浩 治 君  
 西 山 宗 孝 君  
 河 津 修 司 君  
 楠 本 千 秋 君  
 橋 口 海 平 君  
 緒 方 勇 二 君  
 高 木 健 次 君  
 高 野 洋 介 君  
 内 野 幸 喜 君  
 山 口 裕 君  
 岩 中 伸 司 君  
 城 下 広 作 君  
 西 聖 一 君  
 鎌 田 聡 君  
 淵 上 陽 一 君  
 坂 田 孝 志 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
 副 知 事 竹 内 信 義 君  
 副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
 知事公室長 内 田 清 之 君  
 総 務 部 長 小 金 丸 健 君  
 企画振興部長 富 永 隼 行 君

理 事 阪 本 清 貴 君  
 理 事 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 下 山 薫 さん  
 環境生活部長 小 原 雅 之 君  
 商工労働部長 上 田 哲 也 君  
 観光文化部長 倉 光 麻里子 さん  
 農林水産部長 千 田 真 寿 君  
 食のみやこ  
 推進局長 辻 井 翔 太 君  
 土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君  
 会計管理者 川 元 敦 司 君  
 企 業 局 長 深 川 元 樹 君  
 病 院 事 業 管 理 者 平 井 宏 英 君  
 教 育 長 白 石 伸 一 君  
 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
 人 事 委 員 会 長 城 内 智 昭 君  
 事 務 局 長  
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長 本 田 敦 美  
 兼 総 務 課 長  
 議 事 課 長 富 田 博 英  
 議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各特別委員長報告

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、香川県高松市において、国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施事業の実施状況の調査のため、高松琴平電気鉄道株式会社を訪問し、新駅設置や複線化、安全輸送設備更新等の利用者利便の確保に向けた取組に対するの財政支援の状況について、情報収集や意見交換を行ってまいりました。

また、徳島県徳島市の徳島河川国道事務所及び兵庫県神戸市の大阪湾岸道路西伸部出張所においては、渋滞対策等のために整備されている高規格道路、環状道路等の情報収集及び意見交換を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、阿蘇くまもと空港について、空港の運用時間の延長について状況はいかがか、また、アウトバウンドの部分について、熊本だけでは厳しい状況にあると思うが、大分や宮崎、鹿児島、福岡等とのプロモーション等も含

め、どう強化していく考えかとの質疑があり、執行部から、空港の運用時間の延長については、九州各空港と比べ、運用時間が1時間短いという話も含め、地元との1周目の個別ミーティングを終えた、今後も、運営会社と連携しながら、地元区長との話合いや周辺自治体との協議会を開催し、空港の現状や騒音の問題についても理解を求めていく、また、アウトバウンドについては、例えば、南九州の3県とは空港関係でコミュニケーションを取っている状況のため、連携して取り組むことや、目的地としてだけでなく、トランジットとしての可能性などについて検討し、アウトバウンド率の向上、安定就航につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、JR豊肥本線輸送力強化について、菊陽町が土地区画整理事業を計画しており、複線化のための用地確保がしやすい状況と思う、県、沿線市町、JR九州を含め、空港アクセス鉄道も踏まえた輸送力強化に向けた協議の状況や県のスタンスを教えてくださいとの質疑があり、執行部から、JR豊肥本線輸送力強化については、JR九州が実施主体と考えているが、JR豊肥本線全体における輸送力強化の効果や二次交通の在り方など、沿線市町とも連携し、令和7年度にさらに検討を深めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業について、対策に係る費用負担に課題があるということであり、関係者にも渋滞対策費用の負担を求めていくと思うが、県のコスト負担についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、実証事業の取組の中で、来園者数に応じた対策を実施していくが、実証事業は県の負担で実施したところであり、今後の予算の中でどこまで負担できるかが課題となってい

るとの答弁がありました。

また、委員から、県が負担できる部分は公共性を持って負担し、事業者や営利事業として行っているプロスポーツ等による負担など、バランスを取って考えていただきたいとの要望がありました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、セミコンテクノパーク周辺の道路整備について、県で整備を進めている合志インターチェンジアクセス道路及び大津植木線の多車線化の完成目標が令和10年度中と伺っているが、進捗状況はどうかとの質疑があり、執行部から、現在、調査設計、用地買収等を行っている段階である、渋滞なども考慮しながら工事を進めていく必要があるが、令和10年度完成できるよう、しっかりと取り組みたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、進捗管理をしっかりと行い、目標に向けて努力してほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、パーソントリップ調査について、昭和48年の結果と比較すると、自動車の利用割合が倍になり、公共交通の割合が6割減っている、なぜこうなったのかとの質疑があり、執行部から、熊本都市圏の北東部方向、市街化調整区域の人口の伸び率が大きく、公共交通が脆弱な区域、したがって、車の利用率は必然として大きくなっている、公共交通についても、運転手不足による減便など、厳しい環境にあり、前回の調査と比べて減っている状況、特に公共交通に関しては大きく強化していく必要があると思っており、そのような部分の議論を、新たな都市交通マスタープランの策定において展開していきたいと考えて

いるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、熊本県庁と熊本市役所で時差出勤、テレワークに取り組みされたということだが、実際に渋滞が数値として減ったのか、また、今後どう取り組むのかとの質疑があり、執行部から、時差出勤の取組については、保田窪北、水道町、浄行寺の交差点での交通量を推計し、保田窪北交差点において7,000台のうち131台が減少したとの結果であった、現在、渋滞にどのように寄与したのか、鋭意作業を進めている、また、経済団体からも協力するという意見をいただいているので、広めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、時差出勤、テレワークの取組と併せ、公共交通へのシフトもぜひ進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、渋滞解消に向けて、抜本的な道路整備などをなるべく早く進めていかなければならないが、一方で、この過程で交通渋滞を起こさないようにしていくことも必要、そういう意味で、土木部と県警本部の双方向の連携が大切と考えるがどうかとの質疑があり、執行部から、土木部としては、これまでも警察本部と連携して渋滞対策に取り組んできた、また、今後もこれまで以上に密に連携していきたいと考えている、さらには、市町村道や国道といった県が管理する道路以外の道路管理者とも情報を共有しながら、警察本部と一体となって取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容であります。議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきましては、委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、長崎県壱岐市において、漁協でのサワラのブランド化及び高付加価値化などの取組、陸上養殖場の水素実用化実証システムによる実証実験の取組について調査を行い、また、長崎県対馬市において、イスズミの加工利用や持続的な藻場保全活動の取組を調査するとともに、海岸漂着物削減のための普及啓発、情報発信の取組、回収された海ごみの再資源化の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、アサリの資源回復について、関係4県がアサリ母貝団地を増やすための取組を行っているが、他県と連携した取組について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有明海沿岸4県は一体となって母貝団地の整備、浮遊幼生調査を実施しており、アサリ資源は徐々に

増えてきているとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部における土砂堆積シミュレーションの状況はどうかとの質疑があり、執行部から、今年度はシミュレーションに必要なデータを収集しており、結果は来年度9月の委員会までに示したいとの答弁がありました。

次に、委員から、漁船漁業で魚が捕れないと聞く中、共同放流が効果的であると思うが、成果が出ている魚種については、県がもっと力を入れて主体的に取り組んではどうかとの質疑があり、執行部から、関係市町や漁協の要望を踏まえた放流計画に基づき取り組んでおり、新たな資源管理や漁場整備、藻場の造成などと併せて共同放流に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、プラスチックを使う人の意識を醸成していく必要があり、県民の意識調査も必要ではないかとの意見があり、執行部から、今年度廃棄物に関する実態調査及び県民アンケートを行っており、その中で意識調査も含め調査しており、引き続きチラシ配布等を継続し、意識の醸成を図りたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもとプラスチックスマート活動の登録に対するインセンティブはないのかとの質疑があり、執行部から、表彰やポイントの付与などが考えられるが、限られた人員で事業を実施する中で、費用対効果を考えながら効果的な手法を検討しているとの答弁がありました。

また、プラスチックスマート活動はまだ認知度が低いため、広く知ってもらおう工夫を検討してもらいたいとの要望がありました。

次に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、県民向けの普及啓発について、省エネ家電についても補助金制度がある

のかとの質疑があり、執行部から、省エネ家電及び断熱改修の補助メニューについて、啓発資料の2次元バーコードで国等の補助金情報を掲載している、啓発は絶え間なく継続していく必要があるとの答弁がありました。

関連して、委員から、子供に対する環境教育や教育現場での普及啓発活動は行っているのかとの質疑があり、執行部から、環境センターにおいて環境全般の教育を行っているほか、環境出前講座で職員が学校に出向き啓発活動を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、再造林について、県内の再造林率は50%程度であるが、どれだけ再造林を行えばCO<sub>2</sub>吸収量がプラスになるのかとの質疑があり、執行部から、CO<sub>2</sub>吸収量確保の観点から、必要な再造林率について試算したものはないが、できる限り再造林を推進してまいりたい、また、伐採された木材についても、CO<sub>2</sub>固定の観点から建築材料として積極的に利用していくとの答弁がありました。

関連して、再造林については、獣害等もあり、思うように進んでないと認識している、県産材の利用促進もしかり、もっと推進してもらいたいとの要望がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、エネルギーを県庁でつくる発想はないか、ソーラーパネルではなく、ガラスに貼って発電するなど、災害に備えてエネルギーを県が生み出すという発想はないかとの質疑があり、執行部から、ペロブスカイト太陽電池という新しい太陽電池がある、今までの太陽光発電と違い、軽く、曲がるため、様々なところで設置が可能で、熊本地震で被災した建物でも設置可能

と考えている、県庁舎ではスペースが限られるが、新たな技術にも注目しており、特に壁面等を有効活用できそうなスペースは今後検討していきたい、また、再生可能エネルギー由来の電力についても追求していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今後設立される地域エネルギー会社について、県庁舎や県有施設へ電力を供給する計画はあるのかとの質疑があり、執行部から、地域エネルギー会社の電力を供給することになれば、CO<sub>2</sub>排出係数がゼロになり、県としての取組が進む、再エネ調達量の確保や技術面での調整が必要になるが、今後、県有施設や公共施設へ供給できるよう体制を整えていくとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

**○議長(山口裕君)** 最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

**○松村秀逸君** 地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、デジタル田園都市国家構想に関する件及びTSMC進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、岡山県において、子育て支援等を通じて地域創生を図る取組や移住、定住の推進を図る取組、また、兵庫県では、姫路城を核としたインバウンド獲得等の取組、さらに、三重県に

においては、近隣自治体と連携したデジタル技術を活用した取組や地域の拠点施設でのDXの実証フィールドとしての取組等について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、デジタル田園都市国家構想に関する件であります。

地方創生関係、DX関係、移住、定住関係の施策を中心に審議を進めました。

地方創生関係については、各定例会を通して、執行部から、今後の県政の指針となるくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の内容について説明があり、DX関係については、県のデジタル化、DX関係施策の状況、産学行政の連携、市町村DXの支援などについて説明があり、移住、定住関係では、移住定住推進本部の協議の状況、移住、定住の促進に向けた各施策の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、DXに関して、エリア・データ連携基盤の取組について、参画する市町村が広がっていない理由は何かとの質疑があり、執行部から、データ連携基盤が完成していない中で、具体的な活用方法の検討が進まなかったことや負担金が必要となることなどから、県と13市町村での今年度からの運用開始となった、基盤完成後も活用事例を含め市町村への説明を進めており、県内全市町村の参画に向けて引き続き取り組むとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業について、教員不足の中、教科によっては遠隔授業での対応をこの実証事業で検証できると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、遠隔授業については、文部科学省の規定にのっとって実証を進め、

不登校や病気で授業が受けられないなどの個別の案件についても、学校、保護者の要望に対して遠隔授業の取組等で柔軟に対応しているとの答弁がありました。

次に、委員から、県へのサイバー攻撃について、根本からブロックしていくことも大事だが、何かあったときの県庁の体制整備も大事であり、県庁だけでなく、専門家を交えて議論すべきと思うがいかがかとの質疑があり、執行部から、県庁内部での体制を整備し、外部機関を交えた訓練、研修なども行っている、サイバー攻撃対策のさらなる強化に向けて、いただいた意見を含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住、定住関係について、大阪圏、福岡県との間の社会減が拡大になっている一方、東京圏との間の社会増減に大きな変化はないとのことだが、この傾向や要因等は把握しているかとの質疑があり、執行部から、全国的には、東京圏の転入超過が約2割増加している状況の中、本県は、移住施策の効果かTSMCの効果かは明確ではないが、東京圏との間については、社会増減数を維持している状況であるとの答弁がありました。

次に、委員から、県内高校卒業生への情報発信事業で、公式SNSの登録者数を増やさなければならぬ、高校を卒業するほぼ全ての生徒に登録してもらえるような施策が必要だが、来年の卒業に向けてどのように取り組むのかとの質疑があり、執行部から、登録者数も少しずつ増えているが、効果的な周知の在り方について、現在協議を進めており、今年度はさらなる登録者の増加を目指すとともに、発信内容の充実も図ってまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、他県から熊本に移住された方が、熊本の何に魅力を感じて移住したのかが分か

る調査はあるのかとの質疑があり、執行部から、移住者を対象としたアンケート調査では、熊本に昔住んでいた方や熊本に関心を持たれた方など、多くは熊本と何らかの関わりを持っている方が移住されているとの答弁がありました。

次に、TSMC進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通して、執行部から、TSMC進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進について説明があり、審議を行いました。

これに対して、委員から、JASM第3工場の誘致に関して、知事も誘致に前向きな姿勢を示しているが、県民の不安の声に対応しながら、企業側の進出への要望に対応していかなければならない、企業集積に向けての戦略をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、TSMC進出を契機に、さらなる半導体関連企業を集積させるため、菊池、合志、八代の3か所に工業団地の整備を計画している、まずは、JASMの第1、第2工場が円滑に操業できるよう受入れ体制を整備することが次につながると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、各市町村がそれぞれ工業団地等の整備をしているが、企業誘致先を分散させることにならないか心配している、過去にも、県が造った工業団地が売れ残ったことがあり、過剰投資にならないように取り組むべきではないかとの質疑があり、執行部から、県内各地に様々な産業の集積ができるように、地元市町村と十分に意見を交換しながら、しっかり取り組んでまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾相談ホットラインの相談件数は206件とのことだが、寄せられる主な相談内容はどのようなものがあるかとの質疑があり、

執行部から、当初は、子供の教育や日本語の学習等、熊本に住み始めてすぐの悩み事が多かったが、最近では、例えば、家族の滞在期間の延長や両親を熊本に呼び寄せるための手続など、幅広い相談が寄せられており、フェーズが変わったという認識で受け止めているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

#### 特別委員会の付託調査事件の変更の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

この際、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員会の付託調査事件の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地域活力創生特別委員会の付託調査事件のうち、デジタル田園都市国家構想に関する件を新たな地方創生に関する件に変更いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よつ

て、そのように取り計らうことに決定いたしました。

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、去る11日の会議において審査を付託いたしました議案第36号から第91号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係8議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の令和7年度当初予算は、こどもまんなか熊本の実現に向けた施策の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,516億2,200万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

病院局の令和7年度当初予算は、県立こころの医療センターの管理運営や設備の更新に要する経費等で、予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて22億200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の

制定について外7議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助について、このような事業に取り組んでいる一方で、介護現場では人手が不足しているという状況があるが、当事業の現状を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、この事業は、県社協を通じた貸付事業であるが、その実績は近年減少傾向にある、また、県社協では、貸付事業のほか、就職相談会やマッチング事業等も行っているが、相談件数等も前年よりも減少している、今後は、県社協や事業者、国とも連携しながら、介護人材の確保に向け、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、介護現場の人手不足については、抜本的に介護人材を増やしていく取組を再構築していく必要がある、これは県だけで解決できる問題ではないので、国とも連携を取りながら、介護職員が働きやすい環境づくりに取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、認知症診療・相談体制強化事業について、以前、認知症の方の診療の場を増やし、身近な地域で暮らせるような取組を進めていくと聞いたが、認知症の方の診療体制の現状を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、まずは、身近なかかりつけ医に診てもらうことが第一歩と考えている、あわせて、認知症を専門的に診る認知症サポート医の数を増やしている、次の段階として、二次医療圏ごとに設置する認知症疾患医療センターで難しい症例の鑑別診断などを行い、身近な地域で認知症を早期診断、診療できる体制を構築しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、高齢者と若年性の認知症は質が違うと思うが、若年性認知症をメインとし

た支援の場が現時点で県内にあるのか、また、若年性認知症の方同士でコミュニケーションが取りやすい場所を増やすことが必要であり、そこから就労へと結びつけていくことが大事であると考え、支援の現状はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、若年性認知症の方の支援として、医療面では、主に認知症疾患医療センターが担っている、また、介護、生活面では、若年性認知症の方の受入れを行う介護施設や事業所を増やす取組を行っている、あわせて、若年性認知症の自立支援ネットワークの中で、関係者が集まり、情報交換しながら、就労や生活面での支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、自殺予防等対策推進事業について、本県の自殺者数の状況及び具体的な予防対策を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、自殺者数については、若干の減少傾向となっている、予防対策については、県精神保健福祉センターや民間団体等において、電話相談やSNSによる対応に取り組んでいるほか、必要な支援につなぐゲートキーパーの養成に取り組んでいる、また、子供、若者の自殺予防も重要と考え、現在策定中のこどもまんなか熊本・実現計画にも、その対策を盛り込んでいるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(山口裕君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

**○西山宗孝君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案、条例等関係9議案及び請願2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の令和7年度の当初予算は、地下水保全推進本部の取組をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて160億8,500万円余であります。

商工労働部の令和7年度の当初予算は、TSMC進出の経済波及効果を最大化するための半導体サプライチェーン参入の支援をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて638億8,400万円余であります。

観光文化部の令和7年度の当初予算は、令和8年夏に実施する熊本デスティネーションキャンペーンに向けた取組をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、38億3,600万円余であります。

企業局の令和7年度当初予算は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の運営や、有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業に供給する新規工業用水道事業等に要する経費で、3事業会計の支出予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて80億3,700万円余であります。

労働委員会の令和7年度の当初予算は、委員報酬、労使紛争の審査、調整、あっせんに要する経費等で、予算総額は、1億2,400万円余でありま

す。

あわせて、各部局等関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について外8議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、「外国人材に選ばれる熊本」推進事業について、県内の企業においては独自のルートで外国人材を受け入れていると思うが、この事業はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、この事業は、企業からの在留資格等受入れに関する相談に対応する熊本県外国人材受入企業支援センターを通じた受入れ支援と、企業が行う日本語教育等へ補助する等の定着支援を主な内容とするものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業について、営農のみに頼らない地下水涵養対策として、大津町の大久保調整池を活用することであるが、水利権など法的な課題をクリアする見込みはあるのかとの質疑があり、執行部から、この事業では、周辺から流れ込む雨水による涵養を想定しており、河川から新たに水を引き込む場合に発生する水利権を取得することは考えていないとの答弁がありました。

次に、委員から、戦略的ポートセールス推進事業に関連して、食品関係の貨物のほとんどが博多港から輸出されている、本県の港が窓口になれば取扱量も増えると期待できるが、対応できる施設はあるのかとの質疑があり、執行部から、八代港には農水産物の輸出に利用できるCFS倉庫もあるので、今後取扱量を増やせるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、くまもと県内就労応援事業に

ついて、女性が働きやすい環境整備への支援とあるが、その具体的な取組内容は何かとの質疑があり、執行部から、企業に対して、女性を採用する際に企業がどのような対応を行えば女性がそこに就職したいと思ってもらえるのかなどを企業に理解していただくためのセミナーを開催する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県においても、女性の県外流出を防ぐことが人口減少を止めるために一番大事であり、そのためにも女性が働きやすい環境をつくっていくことが特に重要である、この事業は、男女参画・協働推進課で実施を予定している起業支援とも連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地下水保全の取組について、地下水保全の熊本版はスタートしたところだが、JASM第1工場が稼働を開始したということに伴う県民の不安を解消するため、県として今後どのようなことを実施するのかとの質疑があり、執行部から、県では、地下水保全の様々な取組を行い、資料をホームページに掲載しているが、その取組を県民に知っていただくだけでなく、そういった情報をホームページに掲載していることを県民に周知していくことも我々の役割だと考えている、情報発信を通じて、県民の不安を少しでも解消できるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、地方消費者行政に対する財政支援交付金等の継続・拡充を求める意見書を別途御提案申し

上げます。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

[吉田孝平君登壇]

○吉田孝平君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係2議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の令和7年度当初予算は、農林畜水産業の担い手確保、育成や熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に要する経費等で、一般会計、特別会計合わせて743億3,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、六次産業化などの高付加価値化による食のみやこ熊本県の取組が動き出すが、具体的な事業内容やイメージを教えてほしいとの質疑があり、執行部から、これまでの六次産業化の事業は、個別の生産者や事業者へ支援が集中し

がちであったが、今回は、地域全体が発展、成長していけるよう、生産者、生産者団体、市町村、事業者等によるコンソーシアムを組織し、そのコンソーシアムが行う県産農林畜水産物の高付加価値化への取組を支援するものとの答弁がありました。

さらに、委員から、この取組を進めるに当たり、ぜひ、生産者が価格転嫁できる手法により、生産者の所得を向上させるという視点を意識してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、代替農地基盤整備候補地調査事業に関連して、菊池地域では、民民の間での代替農地の確保が進んでいるが、当地域では畜産農家が多く、耕種農家と比べ営農機械が大きいため、現状の進入路では機械が通らず、代替農地確保の支障となっている、このため、進入路の拡幅など、きめ細かな支援があれば、代替農地の確保がさらに進むと思うが、県としてはどのような対応を考えているのかとの質疑があり、執行部から、民民間での代替農地確保の際に支障となっている具体的な内容について、現在、関係市町と連携し、全体的なニーズの把握に努めており、これまで確認している内容は、農地への進入路の拡幅や畦畔の除去といった簡易な基盤整備が主なものである、この問題には国の補助事業で対応が可能と考えており、今後関係市町と協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、高校、農大、地域連携による就農促進事業について、担い手確保のために配置されるコーディネーターは、高校の教員だけでなく、農業普及指導員など、県の農林水産部の職員を配置できないかとの質疑があり、執行部から、県職員の人員にも限りがあり、県職員をコーディネーターとして配置することは難しいが、将来、就農を希望する高校生が農業大学校へ進学できる

よう、同大学校と農業高校との連携をこれまで以上に強化していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、有機農業生産拡大加速化事業について、有機農業は収益を上げることが難しいのではないかと思うが、この事業の内容を具体的に教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有機農業は、技術力や環境、土壌の状況なども加味しながら指導する必要があるので、この事業では経営的に安定するよう技術指導者の育成や相談窓口の設置などに取り組むとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和7年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興のほか、幹線道路ネットワークの整備、熊本市圏の渋滞対策、建設産業における人材の育

成、確保に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,225億400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定についてであります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、来月で熊本地震から9年目となり、県としては、これまでも災害に強い県土づくりに向けた各種事業を行ってきたと思うが、現状をどのように評価しているのか、また、今後の課題についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県では熊本地震や令和2年7月豪雨災害を経験し、災害からの復旧、復興を進めてきたが、いまだ県土は脆弱な状態にあり、また、インフラの老朽化への対応も不十分な状況であるため、防災・減災、国土強靱化対策について、さらに加速化して取り組んでいかなければならないと認識している、そのため、国で策定中の国土強靱化実施中期計画においては、現在の水準を超える規模の事業費が必要であると考えており、本県ならではの経験を踏まえ、具体例を交えながら、その必要性を国に申し入れているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、石破首相は、施政方針演説において、次の国土強靱化実施中期計画については、現行の5か年加速化対策を上回る事業規模で、6月をめどに策定するという方針を明らかにしている、予算確保に向けては議会も頑張るので、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、住宅耐震化緊急促進事業は、

住宅の耐震診断や耐震工事等に対する市町村の補助事業へ県が上乘せ補助を行うものであるが、現在、市町村の取組はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、今年度は、5つの市町が先行して実施しており、予定数を上回る申込みがあった自治体もある、来年度はおおむね全市町村で実施される予定となっており、市町村と連携して、県民に対しこの事業の周知等を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県南地域にも日奈久断層帯があり、今後、マグニチュード7クラスの地震が起きる可能性も高いと聞いている、県民の命を守るため、積極的にこの事業へ取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、公営住宅ストック総合改善事業費について、子育て世帯に対応した県営住宅の住戸改善とは、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑があり、執行部から、県営住宅への応募状況は、子育て世帯が約3割となっており、一部の住宅において、子育て世帯に対応した仕様として、対面式キッチン、転落防止柵、クッションフロアなどへの改修を計画しているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(山口裕君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係5議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の令和7年度当初予算は、第4期熊本県教育振興基本計画に基づき、変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,341億1,700万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

警察本部の令和7年度当初予算は、喫緊の課題である交通渋滞対策の加速化や被害が高止まりしている電話で「お金」詐欺への対処に要する経費等で、予算総額は、451億1,300万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、高等学校入学学力検査事業について、高校入学選抜の願書をウェブで出願した場合、願書の記載内容の点検はどのようにするのかとの質疑があり、執行部から、ウェブ出願では、従来、中学校において紙で点検を行ってきたものを、ウェブ上で行うことで、点検作業が省力化される、また、高校側も従来紙で受領し、入力してきたものが不要となり、負担軽減されることとなるとの答弁がありました。

次に、委員から、不登校の子供への支援として試行されるオンライン教育支援センターについて、不登校の子供がインターネット上の仮想空間であるメタバースの中で交流や授業を受けることができるようになる一方、ネットに依存した生活になるのではないかという不安もある、今後どのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、不登校の子供たちの置かれている状況は様々であり、教育支援センター等が近くになく、家庭で過ごすしかない子供や家庭から外に出て他者と交流することに抵抗を感じている子供などもある、このような子供たちに、まずはメタバース上で他者とつながる喜びなどを感じてもらいたいと考えている、メタバースやオンライン学習支援ソフトなどを使って、将来的には学校や教育支援センターにつなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMCが進出している菊陽町の渋滞対策として、信号機の調整や右折レーン等、ハード以外の対策も交通渋滞緩和に一定の効果を上げているとの報告を受けているが、今後、さらに県警として渋滞対策にどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、令和7年度は、菊陽町光の森やセミコンパークの外周路線の信号制御を高度化するほか、民間のプローブデータを活用した交通渋滞対策支援システムを導入するなど、渋滞対策に取り組む予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、増加が著しい本県在住外国人の犯罪の状況はどのようにになっているのかとの質疑があり、執行部から、令和6年度中の県内の外国人犯罪は134件で、53人を検挙しているが、過去5年間でそれほど大きく増えているというわけではないとの答弁がありました。

次に、委員から、外国人の増加により、免許セ

ンターにおいて外国人免許取得等が増えていると聞いているが、増加する外国人の運転免許の手続への対応はどのようにになっているのかとの質疑があり、執行部から、増加する外国人の運転免許の手続に対しては、専従体制の強化や自動翻訳機の整備等により対応することとしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係10議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度一般会計当初予算は、新たに策定したくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、全庁一丸となり本県の飛躍に向けて挑戦し、県民の皆様とともにくまもと新時代を創っていくことを目指し、各分野の施策を力強く推進あるいは加速する事業について編成されたもので

あります。

この結果、一般会計当初予算は、前年度と比べ113億5,100万円余、率にして1.3%の減となる8,447億9,600万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外9議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、私立高等学校等就学支援金事業について、就学支援金の拡充による支出増は国が負担するのか、また、私立高校の授業料無償化により地元に残る高校生が少なくなるのではとの懸念があるが、県はこの問題にどのように関わっていくのかとの質疑があり、執行部から、就学支援金の原資は全額国費なので、県の負担増はない、また、授業料無償化により公私の差がなくなるため、生徒にとっては自由に高校を選べることになるが、県としては、今後の動きを注視していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、国は、公立、私立とも文部科学省所管だが、県でも部署を1つにする考えはないのかとの質疑があり、執行部から、全国的に公立学校と私立学校は別々の所管となっている都道府県がほとんどであるが、茨城県では、令和6年1月から私立の部署を教育委員会に移しており、引き続き情報収集していくとの答弁がありました。

次に、委員から、大阪・関西万博自治体催事出展事業について、令和6年6月定例会で阿蘇の草原を万博でアピールをするための補正予算が計上されていたが、それと今回の予算はどう関連して

いるのかとの質疑があり、執行部から、令和6年6月補正予算では、阿蘇の草原再生をPRするためのコンテンツ作成経費を計上した、今回の予算には、万博会場に九州7県が合同出展するための負担金や、合同出展ブース内に設ける本県ブースに6月補正予算で作成したコンテンツを展示するための経費等を計上している、7県が合同で出展することによって、一定規模のブースを確保でき、九州以外の方に対して、各県のそれぞれの魅力を効率的かつ多面的に発信できると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、肥薩おれんじ鉄道関連事業について、肥薩おれんじ鉄道の沿線には魅力的な食材等が豊富にある、肥薩おれんじ鉄道の経営は厳しいと聞いているが、今後、この食材等を活用した利用促進の取組ができないのかとの質疑があり、執行部から、肥薩おれんじ鉄道は、魅力ある風景や食を一生懸命PRしている、県としても、現在、肥薩おれんじ鉄道、鹿児島県及び沿線の市町とともに協議会を立ち上げ、地域公共交通計画の作成を進めており、その中で沿線地域の魅力をしっかりと盛り込んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、JR豊肥本線を含めた熊本市圏鉄道ネットワーク強化推進事業について、JR豊肥本線は乗客で大変混み合っており、線路の複線化の話題が上がっているところだが、線路を二階建てにすることについては検討されているのかとの質疑があり、執行部から、線路を二階建てにすることについては、具体的な検討はなされていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業をもっと活用して、線路を二階建てにする場合等、いろいろな手法の比較検討を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 立憲民主連合の鎌田聡です。

議案第36号、令和7年度熊本県一般会計予算について、会派を代表して、反対の立場で討論を行います。

私たちは、くまもと新時代共創に向けた木村知事就任後初の当初予算である令和7年度一般会計予算案に対して、その全てに反対するものではありません。

今回当初予算に含まれている国直轄事業負担金のうち、新たな流水型ダム、いわゆる川辺川ダム建設に向けてのダム本体設計、地質調査、環境調査、工事用道路などの約14億3,000万円余の支出に対して反対するものです。なぜ反対するか。それは、ダムの着工準備を進める前に、国も県もや

るべきことをやっていないからです。

球磨川流域に深い爪痕を残した豪雨災害から4年半の月日がたちました。2020年7月、球磨地方を襲った線状降水帯によって球磨川は未曾有の水害を起し、大きな被害が発生しました。

その僅か4か月後に、当時の蒲島県知事は、国に対して、旧川辺川ダムと同じ場所に流水型ダムの建設を要請し、国は、2035年本体完成を目指し、手続を強行しています。

当時の蒲島知事は、豪雨災害発災後、30か所だったのでしょうか、団体や住民から直接意見を聴く取組を実施したことをよく強調されていましたが、その際にダム建設を求める声がどれだけ上がったのでしょうか。住民が洪水の衝撃から立ち上がり、泥まみれで復旧に取り組んでいるさなかに公表されたダム建設計画であり、その決定に至る過程は、民意が反映されているとは言い難いものです。

川辺川ダムがあれば人吉市の被害の6割は防ぐことができた、国、県は言っていますが、ダムに洪水防止効果があるのは、ダムの上流に国が想定する量の雨が降った場合のみであり、2020年7月の大水害時には、川辺川上流には大きな雨は降っていません。線状降水帯は、いつも必ず川辺川上流域で大雨を降らすとは限りません。

また、穴空きダムであれば極限まで環境への影響を減らせるという考え方にも理解が得られていません。全国各地に建設された小規模の穴空きダムですら、生態系や環境への影響が明らかになっています。

ましてや、高さ107メートルもの川辺川ダムです。穴空きであっても、水の流れは制限され、ダムの上流には大量の土砂が堆積し、下流の川岸には堆砂がたまり、大雨のたびに濁りが長期化することが懸念されます。国内最大の流水型ダムであ

る川辺川ダムが、日本一の清流川辺川、球磨川に与える影響は計り知れません。

そして、水害被害の状況や拡大の要因について、市民による実態調査が進むにつれ、国土交通省と熊本県の性急さに対して不信感が強まっています。2020年7月の大水で亡くなられた人吉市より下流の犠牲者50名のほとんどは、球磨川の支流の氾濫によるものだったことが市民と専門家による調査で明らかになっています。

その調査結果を基に、球磨川本流より先に支流からあふれて被害が拡大していったと住民が繰り返し指摘をし、国交省と県に共同検証の実施を訴えても、かたくなに拒否し続けています。

加えて、球磨川、川辺川合流地点直下にあつたくま川鉄道球磨川第四橋梁が流木によってダム化して被害を拡大したという指摘や、瀬戸石ダムによる被害拡大などの影響についても全く検証しようとしません。

今後の被害を防ぐためには、実際起こったこと、想定される全てのリスクの解消に向けた対策を行った上で、それに応じた治水対策を講じることが極めて有効であるにもかかわらず、住民団体が現地調査して得られた情報に耳を傾けることなく検証すら実施しないまま、まさにやるべきことをやらずに、聞こえのいい緑の流域治水という触れ込みで、ダム本体着工に向けてひたすら突き進むことに予算が執行されることは看過できません。

公共事業に求められる環境保全の優先性、政策決定から実施決定に至る各段階での情報公開の徹底、民主性、透明性、合理性、公正性の確保の全てが、この川辺川ダム計画においては欠落をしていると言わざるを得ません。

したがって、川辺川ダムの本体着工に向けた国直轄事業負担金の支出が含まれた令和7年度

一般会計予算案には、私たち立憲民主連合は、とても賛成することができないということを申し上げて、私の反対討論を終わります。

**○議長(山口裕君)** 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第37号から第91号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(山口裕君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号外54件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(山口裕君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第25号及び第26号を一括して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(山口裕君)** 御異議なしと認めます。よって、請第25号外1件は、経済環境常任委員長の報

告とおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

---

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議席に配付の特別委員会付託調査事件変更一覧表の変更後の欄に記載の付託調査事件を閉会中の継続審査事件といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔特別委員会付託調査事件変更一覧表及び継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

---

### 知事提出議案(第92号から第118号まで)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

去る11日の会議において提出されました知事提出議案第92号から第118号までを日程に追加し、

一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第92号から第118号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第92号から第118号までを一括して議題といたします。

- 
- 第92号 教育長の任命について
  - 第93号 監査委員の選任について
  - 第94号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第95号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第96号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第97号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第98号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第99号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第100号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第101号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第102号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第103号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第104号 海区漁業調整委員会委員の任命について
  - 第105号 海区漁業調整委員会委員の任命について

- いて  
第106号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第107号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第108号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第109号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第110号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第111号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第112号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第113号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第114号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第115号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第116号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第117号 海区漁業調整委員会委員の任命について  
第118号 海区漁業調整委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに

決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第92号を採決いたします。原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第94号から第118号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第94号外24件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 知事提出議案の上程(第119号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第119号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ

て、知事提出議案第119号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第119号を議題といたします。

---

第119号 監査委員の選任について

---

○議長(山口裕君) この際、議案第119号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく松村秀逸君の退場を求めます。

〔松村秀逸君退場〕

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第119号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

松村秀逸君の入場を求めます。

〔松村秀逸君入場〕

---

知事提出議案の日程(第120号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第120号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第120号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第120号を議題といたします。

---

第120号 監査委員の選任について

---

○議長(山口裕君) この際、議案第120号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第120号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

議員提出議案の上册(第1号から第4号まで)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第4号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第4号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城下 広 作  
坂田 孝 志  
高野 洋 介  
緒方 勇 二  
吉田 孝 平

熊本県議会議長 山口 裕 様

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例

熊本県は、500年以上のいぐさ栽培の歴史を有する日本一の産地として、畳文化を守り支えており、いぐさといえば熊本県産が代表的なものとして広く認知されている。

いぐさ・畳に関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、心豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきた。

また、いぐさ畳表の持つ、空気浄化・湿度調整機能及びリラックス・安眠効果などの優れた機能性は、現代においても健やかな生活を提供している。

一方で、国産いぐさ・畳産業を取り巻く状況は、住まいの洋風化志向の高まりなどによる畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合、専用機械の製造中止、資材価格の高騰等により厳しさを増しており、国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている。

このような状況の中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、関係者の自助努力はもちろん、意欲ある生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要である。

今後、県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村 県内市町村をいう。
- (2) 生産者 県内でいぐさ・畳表を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (3) 生産市町村 区域内にいぐさ・畳表の生産者が存する市町村をいう。
- (4) 関係団体 生産市町村の区域内に存する農業協同組合のほか、い業の振興のために組織された団体をいう。
- (5) 事業者 いぐさ・畳表及び畳の流通・販売を行う事業者、い業に必要な資材や専用機械の製造・修理・メンテナンス等を行う事業者、その他いぐさ・畳に関わる事業者及びその組織する団体をいう。

(県の役割)

第4条 県は、基本理念にのっとり、県産いぐさ・畳産業を振興していくため、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民との連携を図るとともに、技術継承及び需要拡大の取組を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、県有施設での県産いぐさ・畳の利用を促進するよう努めるものとする。
- 3 県は、いぐさ・畳の振興に必要な情報の収集を行い、各種施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、前項の各種施策の推進に当たって

は、生産者、生産市町村、関係団体、事業者及び県民との連携を図り、効果的かつ計画的に行うよう努めるものとする。

- 5 県は、国と連携して、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるよう、その基盤づくりに努めるものとする。
- 6 県は、国と連携して、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 7 知事は、毎年度、い業振興に関する必要な施策を取りまとめ、議会に報告するものとする。

(議員の役割)

第5条 熊本県議会の議員は、基本理念にのっとり、県民の代表として、いぐさ・畳産業が郷土の産業であることに誇りを持ち、県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用を検討するよう努めるものとする。

- 2 生産市町村は、前項に定めるもののほか、県、当該区域内の生産者、関係団体、事業者及び地域住民と連携して、いぐさ・畳の振興を行なうよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第7条 生産者は、基本理念にのっとり、生産技術の向上に励むとともに、経営安定に努力を払い、安全で高品質な製品の生産に努めるものとする。

- 2 生産者は、産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努めるものとする。
- 3 生産者は、畳表の品質等に関する情報提供

及び県、市町村、関係団体及び事業者が行う需要拡大等の取組に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、い業の生産振興及び需要拡大の対策を実施するための計画を相互に連携して策定するよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、事業の実施や調査、種苗管理や品質検査、海外産との差別化に資する取組など、それぞれの担う役割を果たすとともに、相互に連携して生産振興及び需要拡大の対策を実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、良質な熊本県産畳表の安定的な生産及び円滑な販売に向けて、生産者や関係団体との連携に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の事業者と相互に連携しながら、県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第10条 県民は、日本一のいぐさ産地の県民として誇りをもって、いぐさ・畳の歴史及び文化に関心を持ち、県産いぐさ・畳及びい製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊

かな県民生活の実現に寄与するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第2号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫  
西 聖一  
城下 広作  
内野 幸喜  
緒方 勇二  
熊本県議会議長 山口 裕 様

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の

提供」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条第1項の改正規定及び第48条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。)及び第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分を除く。)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和7年4月1日)

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第3号

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫

吉 永 和 世

南 部 隼 平

高 井 千 歳

熊本県議会議長 山 口 裕 様

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

選択的夫婦別姓制度について、現国会で再び導入の是非が議論されている。

現在の議論を見る限り、子の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ない。生まれたばかりの子には姓の選択権がない。それどころか、別姓家庭に生まれた子は、父か母いずれかの名字とは異なる「親子別姓」となってしまう。さらに、現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクが生じる。

また、夫婦別姓を訴える人は個人のアイデンティティを重視するが、家族の絆やこどもの福祉、家庭の一体感に対する配慮が不十分との指摘もある。さらに、たとえ日本独自の制度と指摘されても、各国の多様な氏制度と同様、日本の夫婦同姓制度もその歴史や文化の一側面として尊重されるべきである。

一方で女性の社会進出が進む中、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えている。平成24年から令和4年までの10年間で就業者数は約370万人増加し、現代の働く女性のニーズは多様化している。この社会情勢を受け、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、婚姻による改姓で不利益を被らないよう、旧姓の通称使用の拡大が明記されている。既に免許証やパスポートでの旧姓併記措置

も進んでいるが、法律整備が十分でないため、民間資格や金融機関の手続きで不便を感じる事例も散見される。

以上の背景を踏まえると、国としては、旧姓の通称使用を拡充するための法整備を優先し、家族の一体感やこどもの福祉、そして女性の社会的活躍を支援する現実的な制度整備に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用が拡大される現状における課題を解決するため旧姓の通称使用を拡充する法制度の創設を講ずること。
- 2 国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、改めて慎重に国民の真意を把握すること。さらに分析・研究が不十分な子どもへの影響を調査する等、専門家委員会の設置等の措置を講ずること

以上、地方自治法99条の規定により意見を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山口 裕  
衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
法務大臣 鈴木 馨祐 様  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策 男女  
共同参画) 三原 じゅん子 様  
女性活躍担当大臣 三原 じゅん子 様

議員提出議案第4号

くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫  
西 聖一  
城下 広作  
熊本県議会議長 山口 裕 様

くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

本条例は、県産酒による乾杯の推進を通じて県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを旨とし、平成30年12月に公布・施行された。制定当時は、女子ハンドボール世界選手権大会など国際スポーツ大会の開催直前であり、大会を通じて県産酒を県内外に発信するとともに、県民一人一人の絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興にもつながるよう取組が推進されていた。

その後、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、懇親会などの会合が激減し、県産酒で乾杯を行う機会も減少した。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられて以降、懇親会などの開催は増えてきているものの、県産酒で乾杯する機運は戻っていない状況にある。

また、令和2年7月豪雨により、球磨焼酎の蔵元が大きな被害を受けており、昨今では酒造用原料米の価格高騰などコスト上昇により、蔵元の酒造りも大変厳しい状況に置かれている。

一方で、TSMCの本県への進出や阿蘇くまもと空港の国際線増便など、熊本は「世界に広がる存在」となりつつあり、海外との往来も活発となっている。あわせて、令和6年12月に我

が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒や焼酎などこうじを用いた国産酒が注目を集めており、県産酒を国内外に向けてPRする絶好の機会が到来している。

よって、熊本県議会は、くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に向け、下記の事項について県民と協働して取り組んでいくことで、県産酒を愛飲する機運を醸成し、本県経済の活性化及び郷土愛の醸成を期するものである。

記

- 1 酒席では、必ず県産酒による乾杯を行い、杯を交わすことで県民一人一人の絆をつなぐよう努めること。
- 2 本県経済の活性化に寄与している県産酒を愛飲し、国内外に広く発信するよう努めること。
- 3 郷土の自然から生まれ、多くの先達により育まれてきた本県の酒文化をめでること。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊 本 県 議 会

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第1号については、委員会付託は省略し、第2号から第4号までについては、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより、議員提出議案第1号に対する提出者の説明を求めます。

坂田孝志君。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 自由民主党の坂田孝志でございます。

ただいま上程されました議員提出議案第1号、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定につきまして、立憲民主連合、公明党及び自由民主党を代表して、提案理由の御説明を申し上げます。

本県のイグサは、1505年、永正2年、現八代市千丁町太牟田上土において、当時の上土城城主、岩崎主馬守忠久公により、農村の将来を思い、この地にイグサの栽培を奨励されたのがその起源であり、実に520年の年月を迎えようとしております。

本県にとって、イ業は極めて重要な産業であり、全国の97%を作付しており、イグサ畳表の原料となるイグサの生産量も98%を誇る、まさに全国一の産地となっております。

平成元年の全盛期には、作付面積6,630ヘクタール、生産農家戸数5,460戸、畳表生産枚数も2,800万枚と、他県を寄せつけない勢いでありました。

その後、中国産畳表が大量に輸入され、平成16年には、輸入量が2,530万枚に達し、価格の低迷、生活様式の洋風化などに伴う畳需要の減退などにより、昨年、令和6年の作付面積319ヘクタール、農家戸数266戸、畳表生産枚数も141万枚となり、全盛期の20分の1以下まで激減し、まさに風前のともしび、惨たんたる状況であります。

これまで、国、県、市町村の手厚い数々の御支援、JAや各種団体の御指導、御支援、各生産農家の必死の御努力で今日まで頑張ってきたが、まさに産地が生き残れるかどうか、危急存亡のときであります。

私どもい業振興議員団として、これまで、農林水産省をはじめ政府に対して、また、本県選出国

会議員、国の畳産業振興議員連盟の先生方に、再三にわたり、国において、イ業振興の特別立法の制定をお願いしてまいりましたが、その願いがかなわず、今日に至っております。

そのような中、昨年12月、生産農家、JA、事業者等のイ業に関わる関係団体が一体となって、本県知事、議長に対して、法律に準ずる制度の確立を求める要望書が提出されました。

事ここに至っては、いつ取りかかってくれるのか分からない国の動きを待っておっでは、イグサ農家が消えうせてしまうとの悲壮感の下、我々議員が、本県のイ業、日本の伝統文化の原点である畳文化を守り、将来にわたり、イグサ・畳産業が維持存続、発展していくための制度を確立することが焦眉の急と判断し、ここに議員提案として、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例案を提出するものであります。

条例案では、イグサ・畳産業の振興を図るため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、県民、そして議員の役割をそれぞれ規定しております。これらが一体となって、イグサ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へつなげていくことで、心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としております。

なお、本条例案につきまして、本年2月20日から3月13日までの22日間、パブリックコメントとして意見募集を行いましたところ、県内はもとより、国内外から計119件の御意見をお寄せいただきました。その数の多さにびっくりしたところであり、関心の高さをひしひしと感じました。

何点か御紹介を申し上げます。

まず、京都市在住の女性の方から、イグサ産業の復興に関する条例ができるかもしれないという情報を聞き、応援したくて御連絡を差し上げました。畳の香りを嗅ぐたびに日本人に生まれてよか

ったと感じます。日本の文化の主軸である畳をこれからも残していきたいです。

次に、名古屋市の畳屋さんから、ぜひ国産イグサと畳産業の振興に向けた条例を制定し、まずは産地が安心して仕事を続けられる環境を整えていただきたいと強く願います。熊本県産の畳表が大好きです。これからも熊本県産の畳表で畳を作り続けたいです。何とぞよろしく願い申し上げます。

さらに、海外在住の女性の方から、日本の魂でもある畳、畳なくしては日本家屋は成り立たないと思います。イグサのような日本の文化に根づくものは、皆で守っていかねばならないと信じております。

最後に、地元八代市の農家の方から、このような条例ができると、イグサ農家としてもとてもありがたいです。生産意欲にもつながります。また、産地を守ることが日本の和の文化を後世に残す第一歩だと思っておりますので、ぜひともよろしく願いします。

このように、イグサ産地の存続と畳文化の継承に対する熱い応援メッセージが海外を含む全国各地から多数寄せられており、いただいた御意見の全てが本条例に賛同するものであります。

議員各位におかれましては、どうぞ本条例の趣旨を御理解くださいまして、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**○議長(山口裕君)** これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますの

で、さよう御承知願います。

西聖一君。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 立憲民主連合の西聖一でございます。

議員提出議案第3号、旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書に対する反対討論を行います。

世界経済フォーラムが公表している日本のジェンダーギャップ指数は、2024年で146か国中118位と極めて立ち後れています。その象徴として夫婦で同じ姓を名のることが強制され、別姓が選択できないことがあります。

国連の女性差別撤廃委員会は、日本に対して繰り返し選択的夫婦別姓制度を導入するよう求めています。

しかし、日本政府は、この求めに応じようとせず、その合理的な理由すら示していません。2018年に外務省が国連から受け取った文書に至っては、日本語訳もせず、担当の内閣府男女共同参画局にも送らないまま数年間放置されていたことも明らかになりました。

このような政府の姿勢は、日本に対する国際社会の信頼を低下させるとともに、ジェンダーギャップによる当事者の不利益や日本社会の後進性を放置するものです。

国際的には、夫婦同姓としていた国が次々と法改正を実施し、現在、婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は日本のみとなっています。

このようなことから、昨年、2024年10月には、女性差別撤廃条約に基づく国連女性差別撤廃委員会から再度の選択的夫婦別姓制度を導入するよう勧告を受けています。

一方、経団連では、国際競争が厳しくなる中、企業のレジリエンスを高める上で必要なDEI、

ダイバーシティー、多様性、エクイティー、公平性、インクルージョン、包摂性、この頭文字を取ってDEIと言いますが、DEIはイノベーションの源泉であり、社会、経済のサステナブルな成長に欠かせない要素であるとして、DEIの推進を通じたイノベーションを喚起し、各社の取組を加速する活動を展開しています。

とりわけ、人口の半分を占める女性のエンパワーメントにおいて、我が国は世界に大きく立ち後れており、取組の加速が急務とされています。

この状況を打破するため、2021年3月に、2030年まで女性役員比率30%以上を目指す2030年30%へのチャレンジを開始しています。

この中で、女性活躍を阻害する社会制度の課題に上げられているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない夫婦同氏制度です。

夫婦同氏制度は、DEIの本質に照らし、時代とともに変化し、多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、一人一人の選択肢を増やす観点からも見直しが必要とされています。

内閣府の世論調査でも、選択的夫婦別姓を導入してもいいという回答は、2012年に実施した際は35.3%で賛否が拮抗していましたが、2018年に公表した世論調査では、導入してよいと考える人は過去最高の42.5%となり、導入の必要はないという回答の29.3%を上回っています。

特に、若い女性で選択的夫婦別姓を望む声が大きくなっています。

旧姓使用は、以前と比べれば国内では定着してきましたが、国際的には通用しません。

例えば、研究者は、論文や特許の取得時に戸籍上の氏名が必須であり、婚姻により姓が変わることによって、キャリアの分断や不利益が生じています。同様に、国際機関で働く場合、公的な氏名での登録が求められるため、姓が変わると別人格

として扱われ、キャリアの分断や不利益が生じているからです。

また、海外へのビジネスや旅行時にはパスポートが必要ですが、パスポートには旧姓は併記されないために、出入国時の本人確認のトラブルが起きることや、セキュリティが厳しくなる今日、公的施設や民間施設でもパスポート名とビジネスネームが違うことからゲート通過を拒否される事例が起きるなど、旧姓使用は世界では通用しません。

このような障壁がある中で、旧姓使用の国内法の整備をしても、これから世界で活躍していく日本女性の応援をできる社会を実現する観点から見れば、無駄な経費と時間をかけるだけだと言いたいようがありません。

意見書には「現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならぬため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスク」という記載がありますが、子供が生まれるまでには半年以上もかかるわけで、その間に夫婦間の協議を十分行う時間はあります。

また、親子別姓に問題があるような記載もありますが、夫婦別姓が認められている全ての国で、両親が別姓であることが理由で子に不利益が起きているような事例があるのでしょうか。夫婦別姓が原因で家族が崩壊して同性に戻した国なども実在していません。一方で、日本では、夫婦、親子が同じ姓であっても崩壊している家庭は幾つも見られます。

家族みんな同じ姓だから絆を感じると考える人は、同様にすればいいわけですが、一方で、これまで生まれ育った家族と同じ姓にしておきたいと、これまでの家族との絆を大切にしたい人も考えていくべきです。

姓を変えることに抵抗を感じる人が婚姻のため

らうことがないように、夫婦同姓制度を維持するために旧姓使用を拡充するのではなく、夫婦別姓が選択できるように民法を変えるべきです。

そもそも、選択的夫婦別姓を望む当事者は、旧姓を公的書類に併記してもらいたいのではなく、根本的に生まれ持った氏名を旧姓になどせずに生きていきたいのです。

旧姓の通称使用に法的な根拠を持たせるよりも、選択的夫婦別姓で別姓に法的な根拠を持たせるほうが、費用面においても、運用面においても、これまで抱えてきた問題の解決につながります。

さて、3月8日は世界女性デーということは、議員各位御存じだと思いますが、当日の熊日新聞で、地域からジェンダー平等研究会が公表した47都道府県の男女平等を政治、行政、教育、経済の4分野で数値化した指数では、本県では、行政、経済の分野では改善しているものの、政治、教育の分野では男女間格差が大きいとして報道されました。

今回の意見書を県議会から提出することは、まさに政治の分野でジェンダー意識が低い議会ということを裏づけるようなものです。

女性の活躍を推進する立憲民主連合会派の立場としては、ジェンダー平等問題の根本的な解決に至らない法整備を求める意見書を熊本県議会から国に提出することには賛同できません。

議員各位におかれましては、熊本の女性が世界で活躍できるような社会づくりを思考していただき、この意見書提出に反対していただくことを切にお願い申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長(山口裕君) 高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 参政党の高井千歳です。

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。

選択的夫婦別姓制度について、今国会で再び導入の是非が議論されています。しかし、議論を見る限り、夫や妻のアイデンティティーばかりに固執し、弱い立場にある子供への影響を軽んじ、子供の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ません。

選択的夫婦別姓制度の下で別姓を選択した夫婦の子供は、父か母どちらかの親と必然的に親子別姓となります。夫婦は互いが合意の下で別姓を選択するという権利を行使できますが、生まれてくる子供にとっては、一方の親との別姓を強制されることとなります。

ちなみに、子供の姓を統一することなく、生まれるたびに夫婦どちらかの姓をつけるという案もありますが、親子別姓ばかりでなく、兄弟の姓もばらばらになるということになります。家族の姓が分かれることで、社会の最小単位である家族の一体感や絆が弱まり、特に親子が別姓となる場合には、疎外感を感じる子供が出てきてもおかしくありません。

令和3年12月の内閣府の調査によると、夫婦の名字、姓が違うことによる夫婦間の子供への影響の有無についてどのように思うかと尋ねたところ、69%の方が、夫婦の異なる姓が子供に好ましくない影響を与えると回答をしています。

また、最も喜ばしい子供の誕生時に、どちらかの姓を子供に付与するかをめぐって争いが生じる可能性もあります。子供の姓を、いつ、誰が決めるのか、決まらなかった場合どうするのかという問題も生じかねません。現行の戸籍法では、出生後14日以内に氏名を届けなければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリス

クもあります。

そもそも、今多くの国民が選択的夫婦別姓制度を望んでいるのかは疑問が残るところです。令和3年12月の内閣府による選択的夫婦別姓制度を導入することについての意識調査によると、夫婦同姓維持が27%、夫婦同姓維持の上で旧姓の通称使用についての法制度を設けるが42%、合わせて69%の方が夫婦同姓を支持しています。一方で、夫婦別姓導入は約29%にとどまっており、最近の世論調査でも、おおむね同様の結果となっております。

また、ある新聞社が今年初めに公開した全国の小学4年生以上を対象に実施し、中学生約1,800人、小学生約150人から回答を得た調査によると、夫婦別姓で両親や兄弟姉妹と違う名字になることの是非を子供たちに問うと、反対49%、賛成16%、親が決めたのなら仕方がないので賛成18%、よく分からない15%で、反対がほぼ半数を占める結果となっています。

選択的夫婦別姓を論じるに当たり、夫婦同姓は日本独自の制度だと指摘されることがあります。しかし、各国の多様な氏制度と同様に、日本の夫婦同姓制度も、その歴史や文化の一側面として尊重されるべきです。

そして、私たちが忘れてはならないのは、夫婦別姓制度の導入は、将来的に現行の戸籍制度の変質を招く可能性があるということです。専門家の指摘によれば、現行の戸籍制度では夫婦別姓に対応ができず、制度が導入されれば、将来的に戸籍制度そのものが崩壊するリスクがあるとのことです。我が国の戸籍制度は、世界でもまれであり、身分の法的安定性を確保する重要な役割を果たしています。治安や社会全体の安定という面においても慎重に議論すべきです。

一方で、夫婦別姓を導入すべき理由の一つとし

て、仕事上の姓と戸籍上の姓の不一致による不利益や仕事上のリスクが上げられます。しかし、この問題を解決するために、拙速に夫婦別姓を導入する必要はなく、まずは旧姓使用の具体的な法整備を進めるべきです。

内閣府男女共同参画局によれば、令和6年6月の時点で、320の国家資格、免許などのうち、317で資格取得時から旧姓が使用できるようになっています。残る3つの資格も、資格取得後に姓を変えた場合、旧姓使用ができるようになっており、旧姓使用ができないものはゼロとなっております。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートも既に旧姓併記ができるようになっています。

しかしながら、法律の整備が十分でないため、民間資格や金融機関での手続で不便を感じる方もいらっしゃるようです。

以上の背景を踏まえ、国としては、現時点では弊害の多い選択的夫婦別姓を拙速に導入するのではなく、旧姓を希望する人々の利便性を確保しつつ、より現実的な解決策を講じるべきだと考えます。

議員各位におかれましても、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書について、賛成の立場での討論を終わらせていただきます。

○議長(山口裕君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議員提出議案第1号、第2号及び第4号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ

て、議員提出議案第1号外2件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第3号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 委員会提出議案の上程(第1号及び第2号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号及び第2号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号及び第2号を日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号及び第2号を一括して議題といたします。

---

#### 委員会提出議案第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 内野 幸喜  
熊本県議会議長 山口 裕 様

---

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第99条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

今後、議会における多様な人材の参画を推進していくに当たり、会議の欠席事由を追加する等関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

委員会提出議案第2号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 西山宗孝

熊本県議会議長 山口裕様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相

談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、現在の国の交付金制度において、地方公共団体が消費生活相談員の人件費等に活用している地方消費者行政強化交付金の推進事業分には活用期限があり、実際、既に一部の地方公共団体では活用期限を迎えたことにより体制の縮小を余儀なくされていると聞く。また、当県内市町村を始め、多くの地方公共団体で令和7年度末に活用期限を迎えることは大きな課題である。このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退するおそれがある。さらに、消費者教育や啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等、地方消費者行政が交付金を活用して行ってきた取組が衰退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を行うよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置(消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。)を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 2 消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金(推進事業分)を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないように、国において、新たな財政措置を行うこと。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 3 1及び2に当たっては、既に活用期限を迎えた地方公共団体に対する配慮を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 様  
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様  
内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様  
財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全) 伊 東 良 孝 様

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号及び第2号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号外1件は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(山口裕君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後0時58分開議

○副議長(高木健次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議長辞職の件

○副議長(高木健次君) 次に、お諮りいたします。

議長山口裕君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(高木健次君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とす

ることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく山口裕君の退場を求めます。

〔山口裕君退場〕

○副議長(高木健次君) ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任いたしたいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和7年3月19日

熊本県議会議長 山 口 裕

熊本県議会副議長 殿

○副議長(高木健次君) お諮りいたします。

山口裕君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長(高木健次君) 起立または挙手多数と認めます。よって、山口裕君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山口裕君の入場を求めます。

〔山口裕君入場〕

○副議長(高木健次君) この際、前議長山口裕君から退任の御挨拶があります。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

昨年の3月4日、第93代議長に就任して以来本

日まで、職務を全うすることができましたのは、ひとえに、高木副議長、先輩議員、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、昨年4月に就任された木村知事並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

私の議長就任は、16年ぶりに県のトップが交代する、そして、4月には木村知事が就任し、県政のかじ取りをスタートされる、本県にとって大変重要な時期での就任となりました。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の推進はもちろん、球磨川水系河川整備計画に基づく復興をはじめ、様々な取組が前進するよう、木村知事をはじめとする執行部と議論を重ねてまいりました。

また、熊本都市圏の渋滞対策については、十分とは言えないにも、一定の成果をお示しすることができましたが、半導体関連産業の集積への対応や地下水保全の取組をはじめ、空港アクセス鉄道、水俣病対策や有明海、八代海の再生、さらには、地方創生の取組など、県政にとっての重要課題は山積しております。

この1年を振り返り、改めて議長の経験を通じて感じましたことは、100年に1度のビッグチャンスを実現させるためには、そして熊本の未来の可能性を大きく広く伸長させるには、これまで以上の取組が必要であると考えます。

産学官金、そして県民の皆様と一体となって、国家戦略として日本国の新たな仕組みをふるさと熊本から描く、そんな取組が必要だと思いますし、その気概を持って、木村知事には、今後も果敢に挑戦して県政運営に当たっていただきたいと思うところです。

今後は、一議員として全力で職務を遂行してまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い

願い申し上げ、退任に当たっての御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。(拍手)

### 議長選挙の件

○副議長(高木健次君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(高木健次君) 御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(高木健次君) ただいまの出席議員数は48人であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人中村亮彦君、前田憲秀君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長(高木健次君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(高木健次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(高木健次君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に

応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(高木健次君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(高木健次君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長(高木健次君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数	48票
有効投票	48票
無効投票	0票

有効投票中

高野洋介君	43票
西聖一君	5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○副議長(高木健次君) ただいまの報告のとおり高野洋介君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(高木健次君) ただいま議長に当選されました高野洋介君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。高野洋介君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君 高井千歳さん  
住永栄一郎君 亀田英雄君  
幸村香代子君 杉蔦ミカさん  
立山大二郎君 斎藤陽子さん  
堤泰之君 本田雄三君  
岩田智子君 南部隼平君  
前田敬介君 坂梨剛昭君  
荒川知章君 城戸淳君  
西村尚武君 池永幸生君  
竹崎和虎君 吉田孝平君  
中村亮彦君 高島和男君  
増永慎一郎君 前田憲秀君  
松村秀逸君 岩本浩治君  
西山宗孝君 河津修司君  
楠本千秋君 橋口海平君  
緒方勇二君 高野洋介君  
内野幸喜君 山口裕君  
岩中伸司君 城下広作君  
西聖一君 鎌田聡君  
淵上陽一君 坂田孝志君  
溝口幸治君 池田和貴君  
吉永和世君 松田三郎君  
藤川隆夫君 岩下栄一君  
前川收君 高木健次君

○副議長(高木健次君) ただいまから議長の御挨拶があります。

高野洋介君。

[高野洋介君登壇]

○高野洋介君 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位多数の御推挙により、第94代議長に御選任いただきました。

議長という重責を担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さに、身の引き締ま

る思いでございます。

木村知事は、本定例会の冒頭、重要な3つのキーワード「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」と、その取組について表明されました。

知事が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるよう、我々県議会議員も、しっかりと各地域や現場の声を吸い上げ、議会としての存在感を発揮し、これからの熊本を共につくっていかねばなりません。

もとより大変微力ではございますが、県民の皆様への負託に応えることができますよう、誠実に議会運営に当たる所存でございます。議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御協力と御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました山口前議長の御功績と御労苦に深甚なる敬意と謝意を表しまして、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

[副議長退席、議長着席]

#### 副議長辞職の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

副議長高木健次君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく高木健次君の退場を求めます。

〔高木健次君退場〕

○議長(高野洋介君) ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許し下さるようお願いいたします

令和7年3月19日

熊本県議会副議長 高木健次  
熊本県議会議長 殿

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

高木健次君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、高木健次君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高木健次君の入場を求めます。

〔高木健次君入場〕

○議長(高野洋介君) この際、前副議長高木健次君から退任の御挨拶があります。

高木健次君。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年3月4日に第102代副議長に就任して以来、山口前議長の補佐役として、議会運営に携わ

る機会を得ましたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

また、木村新知事による新たな県政のスタートに、執行部との両輪を担う議会のかじ取りに、微力ながらも戮力協心できましたことは、この上ない光栄なことでした。

これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

今後も、木村県政が掲げるくまもと新時代に向け、執行部とともに熊本の未来をつくるべく、精いっぱい努力してまいります。

皆様方には、変わらぬ御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。(拍手)

---

#### 副議長選挙の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(高野洋介君) ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村亮彦君、前田憲秀君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(高野洋介君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(高野洋介君) 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

[氏名点呼]

[各員投票]

○議長(高野洋介君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

[開票]

○議長(高野洋介君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

緒方勇二君 39票

岩田智子君 5票

城下広作君 3票

橋口海平君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○議長(高野洋介君) ただいまの報告のとおり緒方勇二君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(高野洋介君) ただいま副議長に当選されました緒方勇二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。緒方勇二君、御承諾願います。

#### 副議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君	高井千歳さん
住永栄一郎君	亀田英雄君
幸村香代子君	杉鳶ミカさん
立山大二郎君	斎藤陽子さん
堤泰之君	本田雄三君
岩田智子君	南部隼平君
前田敬介君	坂梨剛昭君
荒川知章君	城戸淳君
西村尚武君	池永幸生君
竹崎和虎君	吉田孝平君
中村亮彦君	高島和男君
増永慎一郎君	前田憲秀君
松村秀逸君	岩本浩治君
西山宗孝君	河津修司君
楠本千秋君	橋口海平君
緒方勇二君	高木健次君
内野幸喜君	山口裕君
岩中伸司君	城下広作君
西聖一君	鎌田聡君
渕上陽一君	坂田孝志君
溝口幸治君	池田和貴君
吉永和世君	松田三郎君
藤川隆夫君	岩下栄一君
前川收君	高野洋介君

○議長(高野洋介君) ただいまから副議長の御挨拶があります。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第103代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心から御礼を申し上げます。

もとより微力ではございますが、高野議長の補佐役として、県民の皆様の負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存であります。

議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました山口前議長、高木前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

#### 日程第4 常任委員の改選

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

#### 日程第5 議会運営委員の改選

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

#### 特別委員辞任の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

高野洋介君から地域活力創生特別委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、委員会条例第10条の2の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

高野洋介君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、高野洋介君の地域活力創生特別委員の辞

任を許可することに決定いたしました。

---

#### 常任委員辞任の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

高野洋介君から、委員会条例第9条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

高野洋介君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、高野洋介君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

---

#### 日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第6、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第5条第1項及び第3項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ

って、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

---

#### 日程第7 有明海自動車航送船組合議会議員の選挙

○議長(高野洋介君) 次に、日程第7、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同組合議会議員に

城下広作君 内野幸喜君

竹崎和虎君 城戸淳君

以上4人を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の諸君が当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。城下広作君、内野幸喜君、竹崎和虎君、城戸淳君、御承諾願います。

---

#### 指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員

の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の2第3項第6号の規定に基づき、同会議の構成員1人の選出について、知事から依頼がっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に高野洋介を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高野洋介が当選人と決定いたしました。

○議長(高野洋介君) この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後2時14分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(高野洋介君) ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであります。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後2時15分閉会

○議長(高野洋介君) 本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

本日もちまして2月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、山口前議長、高木前副議長の円滑な議会運営はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のたまものであり、緒方副議長共々、心から感謝申し上げます。

本定例会では、令和7年度当初予算をはじめ、本県独自の物価高騰対策、賃上げ環境の整備や渋滞・交通アクセス対策の推進など、国の経済対策に呼応した令和6年度補正予算、各種条例案件など、多数の議案が議決されました。

まずは、知事が県政の最優先事項として掲げる令和2年7月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の取組を着実に力強く進めていかなければなりません。

加えて、半導体関連産業の集積に伴う波及効果

を県全体へと広げることはもとより、交通渋滞の解消や地下水保全の推進をはじめ、空港アクセス鉄道や水俣病対策、さらには、地方創生などの重要課題についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を踏まえ、しっかりと関係施策を押し進め、期待される成果を上げられますよう切望するものであります。

今回の当初予算は、木村知事就任後初となる予算編成であり、くまもと新時代共創基本方針に掲げた4つの柱に沿った知事の強い決意が籠もった予算となりました。

就任2年目となる来年度は、知事が熊本に感じたという日本一の伸び代を引き出す、その将来性や可能性を形にしていく重要な年になります。

県議会といたしましても「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」この3つをキーワードとした取組の積み重ねにより、熊本がさらなる発展を遂げることができるよう、執行部とともに様々な課題に精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県政発展のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる県政発展への御尽力に対し、この場をお借りしまして深く敬意を表します。今後は、それぞれのお立場で本県発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

午後2時19分

